

4 電波利用環境保護に係る周知・啓発活動等

➤ 一般国民向け周知啓発活動

- ・毎年6月を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、流通関連（ホームセンターなど）、自動車・運輸関連（いずれも国、県の機関を含む）、建設・工事関連、放送事業者等にポスター・リーフレットの掲示・配付を依頼し、広く国民に対して電波利用ルールの遵守に関する周知・啓発を実施しました（図11参照）。また、同期間中にJR九州、福岡市地下鉄など各車両で中吊り広告を展開したほか、主要駅構内でのポスターの掲示や新聞紙面広告による周知・啓発を実施しました。
- ・大規模建設工事等を行う国、地方公共団体等の協力を得て、工事現場での不法無線局撲滅に向けた注意喚起の取組を行うとともに、「九州受信環境クリーン協議会」主催の「受信環境クリーン月間」（10月）にあわせて、電波利用環境保護の必要性・重要性をPRするラジオ放送による広報活動を展開しました。
- ・電波の生体への影響に関する「電波の安全性の説明会」を鹿児島市 で開催するとともに、電波利用が進む医療現場において、安心・安全に電波を利用できるように、「九州地域の医療機関における電波利用推進協議会」を設置し、医療関係者を対象に、福岡市をはじめ管内6ヶ所で説明会を実施しました。

➤ 無線設備の試買テストの実施

微弱無線機と称されている機器を実際に購入、測定した結果、発射する電波が「著しく微弱」の基準を超えていることが明らかになった機種について、「電波法に基づく免許等が必要な無線設備」として公表し、販売業者等への協力依頼を実施しました。

➤ 流通分野における周知・啓発活動

ホームセンター、ディスカウントショップ、家電量販店、自動車用品店及び無線機器等の販売店を訪問し、法令遵守の説明を行うとともに、電波法令に違反する商品を販売しないよう要請活動を実施しました（図12参照）。

図11 掲示・配布依頼先の内訳

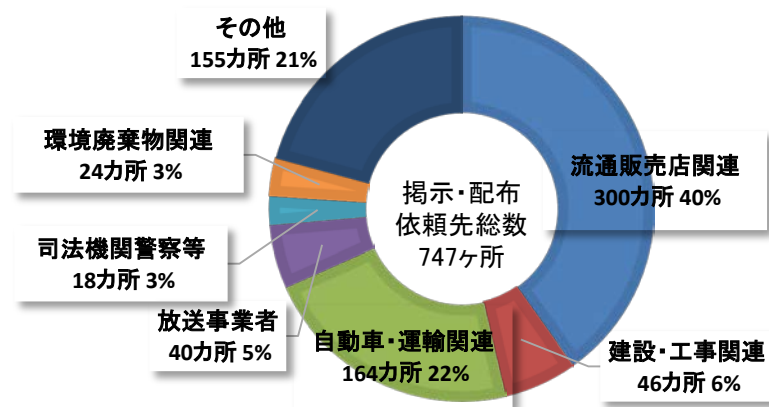


図12 流通分野訪問店舗の内訳

